

令和2年第1回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 令和2年2月26日(水) 14時00分

○招集場所 見附市役所 401会議室

○会議に付した議件

- 議第1号 専決処分について(見附市冬期遠距離通学児童通学支援実施要綱の制定について)
- 議第2号 専決処分について(見附市冬期遠距離通学児童通学支援補助金交付要綱の制定について)
- 議第3号 学校医の委嘱と解職について
- 議第4号 子ども・子育て支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議第5号 見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 見附市養育医療措置負担金徴収規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第7号 見附市未熟児養育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第8号 見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第9号 見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第10号 令和2年度一般会計予算案(教育関係)に関する意見の聴取について
- 議第11号 令和元年度一般会計補正予算(見積書)のうち教育関係予算の原案について

議第12号 教職員(管理職)人事の内申について

○出席者(5名)

教 育 長	長 谷 川 浩 司
委 員	小 林 弘 武
委 員	武 田 一 夫
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 藤 義 章

○事務局出席者

教育部長兼教育総務課長	森 澤 亜 土
学校教育課長	桃 谷 正 夫
こども課長	大 野 務
まちづくり課長	吉 原 雅 之
教育総務課長補佐	湊 屋 一 樹
学校教育課長補佐	菫 澤 毅 夫
こども課長補佐	高 藤 英 紀
教育総務課副主幹	小 此 鬼 明

14時00分開会

教 育 長

只今より、令和2年第1回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員でございます。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小林委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項、報告1. 小・中・特別支援学校卒業式への臨席について教育部長より説明願います。

教育部長兼教育総務課長

それでは、報告1. 小・中・特別支援学校卒業式への臨席について説明いたします。

3ページをご覧ください。

令和元年度の卒業式日程ですが、小学校は3月24日（火）、見附中学校、南中学校、西中学校は3月4日（水）、今町中学校は3月9日（月）、見附特別支援学校の小・中学部は3月24日（火）、高等部は3月18日（水）に執り行われます。

卒業式当日の市の代表出席者を3ページの名簿のとおり割り当てさせていただきました。当日はよろしく願いいたします。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので次に移ります。報告2. 学校施設長寿命化計画について教育部長より説明願います。

教育部長兼教育総務課長

学校施設等長寿命化計画について説明いたします。

4ページ下段の囲み文をご覧ください。

文部科学省は学校施設の改修に係る交付金の採択条件として、全国の教育委員会

に対し令和2年度末までに長寿命化計画を策定することを求めています。

長寿命化計画とは、次の囲み文のところですが、各自治体の学校施設の現状を把握し、計画的に改修を行うことにより施設の機能・性能レベルの維持を図るものがあります。

従来は壊れたら直す、事後保全型の修繕方式から、築後おおむね20年で、大規模改修を実施し、40年後に、長寿命化改修、60年後に再度、大規模改修を行い、最終的には校舎を80年程度持たせる、予防保全型の修繕方式に切り替えるというものです。

この予防保全型修繕に切り替えることにより、トータルコストの削減や予算の平準化を図ることができると共に、各自治体において施設の現状把握と施設の定期的更新により性能レベルの維持を担保しようという狙いがあるものです。

5ページをご覧ください。見附市では現在、国の指導や他自治体の計画を参考にさせてもらいながら、令和2年度中の計画策定を目指して作業を進めています。本計画は市内の小・中・特別支援13校に、学校給食センターを加えた14施設の向こう30年間の改修について検討しています。計画策定後、改めまして計画の概要を報告させて頂く予定としております。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、ここで報告事項の追加させていただきます。

新型コロナウイルス対応について、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

特に資料はありませんが、新型コロナウイルスへの対応について、説明させていただきます。

昨今、新聞やマスコミで報道されている新型コロナウイルス感染に伴う段階が、また一段と上がってきている状況にあります。

市内4中学校長会を昨日開き、3月に予定していた市内4中学校の修学旅行を延期することとしました。今後、対象学年の2年生の保護者に、保護者説明会の案内を明日までに配付し、早い学校では来週月曜日から保護者会を開催し、経緯を説明させていただきます。その中で、今後、いつ実施するのか、あるいは内容をどうするのか等々、各学校で旅行会社を通じて調べている状況で、保護者会である程度の説明ができるよう準備を進めているところです。

なお、現段階では修学旅行以外の卒業式、入学式の変更は考えておりませんが、状況的に国、県からの通知が続々と入ってきておりますし、感染者が出た段階で、もう一つ上の対応を行っていく必要がありますので、児童生徒の健康状態を把握しながら修学旅行以外の卒業式、入学式について判断していきたいと考えております。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

教 育 長

それでは、日程第3 議第1号 専決処分について（見附市冬期遠距離通学児童通学支援実施要綱の制定について）、並びに、議第2号 専決処分について（見附市

冬期遠距離通学児童通学支援補助金交付要綱の制定について)、の2案を一括して議題といたします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

9ページをお願いします。

議第1号 専決処分について、を説明いたします。

専決第1号「見附市冬期遠距離通学児童通学支援実施要綱の制定について」令和元年12月13日付で専決処分いたしましたので、教育委員会の承認をお願いするものでございます。

10ページをお願いします。

本要綱は、降雪の多い冬期間に、遠距離通学する低学年児童の通学を支援する目的で必要な事項を定めるものであります。条文について説明いたします。第1条で要綱の趣旨、第2条で支援の対象者、第3条で支援の方法等を定めております。

11ページをお願いします。

第4条でバスの運行経路等、必要な事項については別に教育委員会が定めること。第5条において業務の委託に関すること。第6条でその他必要事項を別に教育委員会が定めることとしています。なお、附則におきまして、この要綱の施行期日を公布の日からとしています。

12ページをお願いします。

続きまして、議第2号 専決処分について、説明いたします。

議第2号「見附市冬期遠距離通学児童通学支援補助金交付要綱の制定について」も議第1号同様に、令和元年12月13日付で専決処分いたしましたので、併せて教育委員会の承認をお願いするものです。

13ページをお願いします。

本要綱の制定理由であります。議第1号でお願いしている専決処分、見附市冬期遠距離通学支援実施要綱第3条第2項及び第3項におきまして、通学支援対象者の保護者に補助金を交付するものとし、必要な事項を定めることとしています。本条項を根拠に当該要綱を制定するものでございます。

条文について説明いたします。第1条で趣旨、第2条で補助金の交付対象者、第3条で交付対象期間、第4条で補助金額について定めております。第6条以降、交付申請、交付決定、補助金の交付時期の手続き等を定めており、第8条でその他必要な事項を市長が別に定めることとしています。

なお、附則におきまして、この要綱の施行期日を公布の日からとしています。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

小 倉 委 員

冬期間だけの小学校低学年への支援は今年から始まったところですが、スクールバス等運行するにあたり、対象距離や地域について、実際に運行してからの地元要望のようなものはありましたか。

教育部長兼教育総務課長

通学支援については、今回のものだけではなく今町小学校などでも行っております。それは、基本的には国の基準である、小学生については4キロ、中学生については6キロ以内が通学距離として適正としており、その距離を超えた場合に通学支援対象としていますが、昨今、冬期だけではなく、児童の見守り等の必要性が強くなってきたということもあり、特に小学校低学年の1、2年生については、統計上一番降雪がある時期である1月、2月を今回対象とさせていただきました。

今、ご質問の他の地域等からの要望がないのかにつきましては、要望としてはあ

りました。今回の対象地域でも1、2年生が対象で、その兄弟である3年生以上の児童も一緒に乗せてはもらえないのかという内容であったり、今回対象となった地域から学校までの道中の他地域から、どのみち通るのであれば、ついでに乗せてほしいといった要望もありました。ただ、基準は基準としてある程度遵守していかないと崩壊的になってしまうことから、その辺は説明して納得いただいたところ
です。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。

議第3号 学校医の委嘱と解職について、を議題といたします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第3号 学校医の委嘱及び解職についてであります。17ページをご覧ください。名木野小学校、田井小学校、南中学校の学校医 村上まゆみさんが、令和元年度末をもって学校医を辞職したい旨の申し入れが見附市南蒲原郡医師会よりあり

ました。後任につきましても同医師会より推薦があり適任であると考えました。つきましては高橋貞佳さんへの委嘱と村上さんの解職をお願いいたします。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。

議第4号 子ども・子育て支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

18ページをご覧ください。

議第4号 子ども・子育て支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明いたします。

制定の理由でございますが、昨年10月から実施された幼児教育・保育の無償化のため、子ども・子育て支援法が一部改正されたことに基づいて、関係する3条例を一括して所要の改正を行うものでございます。

なお、改正法が施行された令和元年10月から令和2年9月末までの1年間は内閣府令で定めた内容を条例で定めたものとみなす経過措置が設けられております。

条文について説明いたします。

第1条は、見附市立保育園設置条例の一部改正でございます。条文第2条第1項において、幼児教育・保育の無償化に伴い新設された幼稚園や認定こども園における預かり保育、認可外保育施設などを利用する際の施設等利用給付認定と従来からの幼稚園、認定こども園、保育所などを利用する際の教育・保育給付認定を区別するための改正を行うものでございます。

第2条は、見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。第1条の条例の一部改正と同様に施設等利用給付認定と教育・保育給付認定を区別するための改正、無償化に伴った副食費に関する規定の改正、小規模保育、家庭的保育などの特定地域型保育事業の運営に関する確認基準に関する規定の改正のほか、引用条項のずれや文言整理等を行うものでございます。

26ページをご覧ください。

第3条は、見附市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例の一部改正でございます。条文第2条において、第1条および第2条の条例の一部改正と同様に施設等利用給付認定と教育・保育給付認定を区別するための改正を行うものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

なお、本議案は関係条例の制定ですので、市議会に提出することといたします。

教 育 長

次に移ります。

議第5号 見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

57ページをご覧ください。

議第5号 見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

制定の理由でございますが、厚生労働省令で定めている、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正され、放課後児童支援員の資格要件が法令に適合しなければならない従うべき基準から、地域の実情に応じて参酌すべき基準になったことに基づいて改正を行うものでございます。

条文について説明いたします。

第10条第3項において、文言修正と放課後児童支援員の資格要件に都道府県知事が行う研修を一定期間内に修了する予定者も含めるための改正を行うものでござ

います。

附則におきまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

なお、本議案も関係条例の制定ですので、市議会に提出することといたします。

教 育 長

次に移ります。

議第6号 見附市養育医療措置負担金徴収規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

59ページをご覧ください。

議第6号 見附市養育医療措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

制定の理由でございますが、厚生労働省で定めている、未熟児養育医療費等国庫

負担金交付要綱が一部改正されたことに基づいて所要の改正を行うものでございます。

条文について説明いたします。

第2条第1項において引用する要綱の通知文書の日付と番号の改正を行うものでございます。

附則におきまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。

議第7号 議第7号 見附市未熟児養育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、を議題といたします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

61ページをご覧ください。

議第7号 見附市未熟児養育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
説明いたします。

制定の理由であります。今程の議第6号と同じ厚生労働省で定めている要綱が
改正されたことに基づいて所要の改正を行うものでございます。

条文について説明いたします。

別記様式第3号において所得税に関する欄について改正を行うものでございます。

附則におきまして、この要綱は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。

議第8号 見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制
定について、を議題といたします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

67ページをご覧ください。

議第8号 見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について説明いたします。

制定の理由であります。厚生労働省で定めている、自立支援教育訓練給付金事業実施要綱が一部改正されたことに基づいて所要の改正を行うものでございます。

条文について説明いたします。

母子家庭の母または父子家庭の父に自立支援訓練給付金を交付する対象講座として、雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座のほかに、特定一般教育訓練給付金と専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座を給付金の対象講座として加えるための改正、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者で、一般教育訓練給付金の対象講座あるいは特定一般教育訓練給付金の対象講座を受講する者に入学料や受講料の60% 限度額20万円を給付する規定の改正、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者で、専門実践教育訓練給付金の対象講座を受講する者に入学料や受講料の60% 修学年数に20万円を乗じた額で80万円を限度額とし給付する規定の改正、老人控除対象配偶者の呼称を70歳以上の同一生計配偶者とする改正とともに文言の整理等を行うものでございます。

附則におきまして、第1項でこの要綱は公布の日から施行し、改正後の第5条の老人控除対象配偶者を70歳以上の同一生計配偶者に改める規定以外は平成31年4月1日から適用するものとし、第2項で経過措置を定めたものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。

議第9号 見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、を議題といたします。

こども課長に説明を求めます

こども課長

83ページをご覧ください。

議第9号 見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について説明いたします。

制定の理由であります。厚生労働省で定めている、高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱が一部改正されたことに基づいて所要の改正を行うものでございます。

条文について説明いたします。

文言の整理等を行うとともに、母子家庭の母または父子家庭の父に高等職業訓練促進給付金を交付する期間を拡充したことに関して、前年度以前から就業していた者の取扱いを明記するために別表(第5条関係)改正を行うものでございます。

附則におきまして、この要綱は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適

用するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。

議第10号 令和2年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について、を議題とします。

初めに、教育部長から趣旨説明をしてもらい、続いて関係課長に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

95ページをお願いします。

議第10号 令和2年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について）説明いたします。

それでは、これからは、「令和2年度当初予算の概要」を用いて説明させていただきます。

1ページをお願いします。

見附市の一般会計の当初予算の全体像につきましては、1. 令和2年度当初予算の総括に記載のとおり、222億2000万円となり、昨年度比43億9000万円の増額、率にして24.6%の増となっております。

増額の主たる要因は、最終年度となる青木浄水場更新事業に対する水道事業会計への繰出し金が前年度に比べ約3億円減となるものの、ガス事業譲渡によるガス事業清算特別会計からの繰出し金45億7000万円を一般会計に繰入れることによるものです。

なお、ガス事業譲渡による一般会計への繰入は、令和2年度限りの特殊要因であることから、この繰入を除いた実質的な一般会計予算額は、176億5000万円となり、昨年度比で1億8000万円、1%の減となります。

次に2ページをお願いします。

3. 各会計別歳入予算総括表では、先ほど説明しました、昨年度比で24.6%増額しました。

一般会計の他に、ガス事業清算を加えました5つの特別会計と、4つの企業会計の昨年度比較を示しております。

次に4ページをお願いします。

4. 一般会計歳出予算事項別明細のうち、教育委員会事務局の関連経費としては、こども課関連予算を含む、4款 衛生費が、約2億4000万円程度の減、率にして7.7%の減となっております。これは先に説明いたしました青木浄水場更新事業への繰り出し金の減少と、子ども医療費助成を高校生までに拡充したもの等が主な内容となっております。

また、教育総務課、学校教育課の関連予算であります、10款 教育費は、前年度比で約1億7700万円の増額、率にして14.7%伸びております。これにつきましては、教育補助員の配置及び就学援助事業などの拡充によるものであります。

次に6ページをお願いします。

6. 一般会計歳入歳出予算の推移では、平成23年度からのこれまでの一般会計予算の推移がグラフとして表示されております。平成26年度から平成30年度までの5年間は、大型事業への投資により予算規模が上昇してございましたが、令和元年度及び令和2年度の実質予算においては、大規模事業への投資に目途が付いた為、財政規模の縮小へシフトしてきていることを示されております。

次に7ページをお願いします。

重点施策の概要については、担当課ごとに説明を致します。

まず、こども課から説明いたします。

こども課長

予算の概要の22ページをご覧ください。

4. 人が育ち人が交流するまちづくりの (1)子育て環境の充実に努めますの
①仕事と子育てが両立できる環境を整備します、であります。保育園、幼稚園、認定こども園などの就学前児童の保育・教育のための経費や病気の回復期の子どもを預かる病後児保育事業、小学校児童の放課後健全育成のため、放課後児童クラブや放課後の居場所づくりに引き続き取り組んでいきます。

令和2年度は、新規事業として、短期入所生活援助（ショートステイ）事業を実施することとしております。この事業は保護者が仕事や病気などで子どもを見る事が困難な場合、また育児不安や育児疲れなどの身体的・精神的負担軽減が必要な場合に市が委託する施設や里親などで一時的に子どもを預かる事業であります。

次に②安心して妊娠・出産できる環境を整え、子育て支援体制を整備します、では、子育て支援センターなどの子育て支援事業、子どもの医療費助成事業、子どもの感染症予防事業などを実施するとともに、妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援を展開するため見附版ネウボラ事業などを継続して取り組んでいくこととして

おります。

子どもの医療費助成事業に関しては、現在の入院通院とも中学校卒業まで、18歳未満の子を3人以上有する世帯は、高校卒業相当までとしていた対象者を令和2年度に入院通院とも高校卒業相当まで拡充することとしております。

こども課は以上でございます。

学校教育課長

P24の(2)たくましく生きていく生きる力を育成します、をご覧ください。

学校教育課の令和2年度事業の概要をご説明いたします。

①確かな学力の向上を図ります、では、現在、外部指導者2名を招聘して実施している教師力向上研修、師がくで、今年度同様に、小中学校の英語学習の指導を行い、現場の教員の不安の軽減と担当教員の指導力向上を図りたいと考えています。

また、部活動外部顧問派遣事業、中学校英語検定受検補助事業を今年度同様実施します。

②豊かな人間性と社会性の育成を図りますでは、各学校で活用が図られている、みつけ塾を増刷するとともに、市内4中学校から2年生各1名の計4名を派遣し、見附市、新潟県そして日本をリードできる人材を育成することを目的として行う、プラチナ未来人財育成塾派遣事業の継続を考えております。また、スマートウエルネススクールでは、今年度同様、スマイルハンドブックの活用や中学生Eポート対抗戦、フッ化物洗口等の歯科衛生を推進していきます。

次に(3)地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます、をご覧ください。

①地域連携の充実に努めます、では、わくわく体験塾では、開設講座の充実に努めます、今年度同様、小学生にわくわく・ときどき・感動する体験を提供します。スクールアカウンタビリティは、令和2年度は11月15日(日)に開催予定です。

P25をお願いします。

(4) 快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します、の①多様なニーズに対応した教育支援の充実を図りますでは、学校補助員・介助員の配置で、令和2年度3名の増員を図りたいと考えております。管内学校では、特別な支援を要する児童生徒数が増加しており、児童生徒への適切な支援を行うための補助員の増員が不可欠な状況にあり、そのための補助員増員であります。就学援助事業は国の基準を下回らない支援を行っていきます。

教育部長兼教育総務課長

少し戻りまして、23ページをお願いします。

下から3番目、学校給食費補助事業を来年度も継続し1500万円を計上しています。

昨年度実績は申請者数257人、補助金交付額が約1407万円でした。今年度は、まだ確定していませんが、概ね昨年度並みとなる見込みです。

続いて25ページをお願いします。

②伝統文化の継承に努めます、では耳取遺跡保存活用事業1153万を実施します。国交付金を活用し、国史跡：耳取遺跡の保存活用計画を2か年で策定する事業です。既に令和元年度より計画策定に着手しており、学識経験者や施設運営、自然体験活動の有識者で構成する委員会を立ち上げ、市内外から多くの方が来ていただけるような施設整備を目指します。

続いて(4) 快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します。①多様なニーズに対応した教育支援の充実を図ります、の小中学校通学支援事業5481万3千円ですが、これまで実施してきた通学支援に加え、新たな冬期間の通学支援として、遠距離通学している地区の小学1、2年生の1月と2月の登下校に、バスやタクシー等による送迎を実施するための費用を計上するものです。

次に、29ページをお願いします。

(2) 収入の確保に努めます。学校給食センター使用料・貸付料収入3,250万3千円ですが、給食センターが稼働していない時間帯に施設の一部を民間事業者に貸し出し、料金を徴収することにより学校教育施設の維持管理費の確保を図るものです。

以上でございます。

まちづくり課長

続きまして、まちづくり課の令和2年度教育関係の主要事業予算について説明いたします。

戻りまして、25ページをお願いします。

(5) ライフステージに応じた学びの環境づくりに取り組みます、ですが、生涯学習を支援しますでは、公民館自主事業の費用として、講座開催のための謝金など402万9千円を計上しております。

①芸術・文化の充に努めますです。

アルカディア音楽祭補助事業の150万円ですが、28回目となります音楽祭開催事業への補助金であります。

小中学生音楽鑑賞事業の207万8千円ですが、見附市の音楽プロデューサーをお願いしている船橋先生の企画による小中学生音楽鑑賞事業などの経費であります。

③スポーツや健康・体力づくりの活動を推進しますでは、ジュニア層の選手の育成強化を図る、地域ジュニア競技育成事業に60万円を計上しました。

26ページをお願いします。

総合型地域スポーツクラブ事業補助70万円ですが、NPO法人見附市総合型地域スポーツクラブの運営費補助金であります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

小 倉 委 員

こども課の新規事業の、短期入所生活援助事業、いわゆるショートステイは、イメージすると老人施設と同様に2泊3日とか短期の宿泊を思い浮かべるのですが、子どもについても同様の考え方で良いのですか。

こども課長

老人施設と同じで宿泊もできます。老人施設で言う日帰りのデイサービスは現在でもファミリーサポートが行っていますが、今回の事業はショートステイということで、様々な理由で、一時的に育児が困難になった場合、まだ、確定ではありませんが、最長1週間程度の宿泊ができるようにと考えております。

教 育 長

他にございませんか。

斎 藤 委 員

学校教育課の学校 ICT の推進で1420万円の要望をしていたようですが、どうなりましたか。また、学校看護師を1名から2名に増員するということだったと思いますが、この2点についてお聞かせください。

学校教育課長

まず、学校看護師については特別支援学校においては1名から2名に増員される予定です。

学校 ICT の推進については、予算要望の段階ではタブレット型の端末を入れて、各教室でも使用できるよう、アクセスポイントを増設するということが要望していたのですが、現在は国主導でギガスクール構想という、児童生徒一人に1台整備する事業に移行する方向で見附市だけではなく全国の自治体が動いています。

令和2年度にネットワーク回線を整備するときに今年度実施予定のアクセスポイントの増設も併せて行ったほうが、補助対象事業となるため、令和2年度に補助事業として実施を開始し、今後3年間をかけて整備する予定です。

齋藤委員

補助は確約されているのですか。

学校教育課長

確約とは断言できませんが、補助対象となる見込みで動いています。

教育長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教育長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教育長

次に移ります。

議第11号 令和元年度一般会計補正予算見積書のうち、教育関係予算の原案について、を一括して議題とします。

関係課長から順に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

96ページをお願いします。

議第11号 令和元年度一般会計補正予算見積書のうち、教育関係予算の原案について説明いたします。

まず、教育総務課関係予算についてですが、97ページをお願いします。

10款1項2目、教育施設建設基金1650万円の減額であります。学校給食センターの有効活用事業の国認可が6月にずれ込み、その後民間事業の準備が整い契約締結ができたのが10月となったので、当初の見込みより6カ月間遅れとなりました。これにより特定財源である給食センター使用料750万円、貸付料900万円の合計1650万円の歳入が未収となったことから減額するものでございます。

続いて、98ページをお願いします。

10款7項4目、給食センター運営費の1500万円の減額であります。有効活用事業の開始が6カ月間遅れたことにより不要となった光熱水費相当分の経費を減額するものでございます。

以上でございます。

学校教育課長

続きまして、99ページ、10款1項3目の教育指導費についてであります。

4万円の増額は、嘱託指導主事1名が年度の途中で市外へ転出したことにより、交通費相当額を増額補正するものです。

以上です。

こども課長

続きまして、100ページをご覧ください。

ひとり親家庭等医療給付事業の補正予算については、240万円の減額であります。

補正した理由でございますが、ひとり親家庭等医療費助成対象者および医療助成件数が減少したため、ひとり親家庭等医療給付費を減額補正するものです。

101ページをご覧ください。

ひとり親家庭自立支援事業の補正予算については、184万6千円の減額であります。

補正した理由でございますが、高等職業訓練促進費等給付金事業の申請が現在のところないため、高等職業訓練促進給付金を減額補正するものです。

102ページをご覧ください。

児童入所施設措置事業の補正予算については、160万円の減額であります。

補正した理由でございますが、児童入所施設措置事業に関する措置が現在のところないため、児童入所施設措置費を減額補正するものです。

103ページをご覧ください。

放課後児童健全育成事業の補正予算については、628万8千円の減額であります。

補正した理由でございますが、各クラブの状況により入会児童数や開所日数などの増減があつて全体で放課後児童健全育成事業の実績見込みより事業量が減少したため放課後健全育成事業委託料を減額補正するものです。

104ページをご覧ください。

子育て支援事業」の補正予算については、200万円の減額であります。

補正した理由でございますが、年度途中の保育士の退職と年度途中まで子育てコーディネーターが不在だったため非常勤職員賃金を減額補正するものです。

105ページをご覧ください。

児童措置事業の補正予算については、1790万円の減額であります。

補正の理由でございますが、実績見込みによりパート保育士の賃金の減額と、アレルギー食対応等のための非常勤調理師採用による賃金の増額があつて全体で賃金の額が減少したため非常勤職員賃金を減額補正するものです。

106ページをご覧ください。

私立保育所運営事業の補正予算については、938万4千円の減額であります。

補正の理由でございますが、私立保育園未満児保育事業補助金の実績見込みが当初見込みより減少したため未満児保育事業補助金を減額補正するものです。

107ページをご覧ください。

へき地保育所運営事業の補正予算については、138万円の増額であります。

補正の理由でございますが、当初見込みよりも入園児数が増加したことと無償化による免除分の副食費の支払いにより、へき地保育所指定管理委託料の実績見込みが当初見込みより増加したため指定管理委託料を増額補正するものです。

108ページをご覧ください。

児童手当等交付事業の補正予算については、1126万5千円の減額であります。

補正の理由でございますが、児童手当の実績見込みで受給者数が当初見込みより減少したため減額補正するものです。

109ページをご覧ください。

児童扶養手当等交付事業の補正予算については、150万円の減額であります。

補正の理由でございますが、児童扶養手当の実績見込みで全部支給と一部支給の交付額の合計が当初見込みより減少したため減額補正するものです。

110ページをご覧ください。

子どもの感染症予防事業の補正予算については、200万円の減額であります。

補正の理由でございますが、当初予算で見込んでいた接種者数より少なくなり、ワクチン代と予防接種委託料を減額補正するものです。

111ページをご覧ください。

妊婦健康診査料助成事業の補正予算については、400万円の減額であります。

補正の理由でございますが、妊婦健康診査の実績見込みで対象者数が当初見込み

より減少したため減額補正するものです。

112ページをご覧ください。

養育医療給付事業の補正予算については、120万円の増額であります。

補正の理由でございますが、未熟児養育医療の実績見込みで受診者や医療費が当初見込みより増加したため増額補正するものです。

こども課は以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

小 林 委 員

こども課の説明で、ほとんどが減額補正ですが、当初の見込みより事業費が減ったからというのは現実として仕方がない部分があるかとは思いますが、結局は当初予算の読みよりも減り方が激しかったということなのですか。

こども課長

事業にもよりますが、医療費の関係では医療費がいくらかかったかによって、かなりの差になりますし、子どもの人数も、我々が想定しているよりも減少のスピードが早いということもあり、全体的にはそのような傾向にあります。

そのほかの理由としては、当該事業の利用が想定より少なかったり、申請が必要な事業については、申請が少なかったり様々な要因があります。

教 育 長

他にございませんか。

小 林 委 員

教育総務課予算についての質問です。

学校給食センターの減額補正の関係で、給食センター使用料と、貸付料の歳入が未収となったためという説明がありましたが、そもそも、使用料と貸付料はどのよ

うな性格の違いなのでしょう。

教育部長兼教育総務課長

給食センターの中の生産ライン・設備の話でして、本来、学校給食センターは学校給食用の生産ライン・設備のみでやるのが普通ですが、学校給食を作っていない時間を民間企業から有効活用してもらったり、初めから民間企業に貸し付けることを前提とした生産ライン・設備も別に設けています。ここで言う使用料は、学校給食調理終了後、民間企業が有効に空き時間を使用して事業を行った際に支払ってもらうものを言いますし、貸付料は、民間企業が占有している部分のスペースや設備に対して支払ってもらうものです。

こども課長

さきほど小倉委員から短期入所生活援助事業についてのご質問がありましたが、遑って申し訳ありませんが、少し補足の説明をさせていただきます。この事業はだれでも利用できるということではなく、預かり先が見つからないなど困った場合のみであって、どちらかというとい児童虐待などを防ぐ形の利用を想定しておりまして、だれでも利用できるということになると、とてもこの予算では対応できません。最初は利用の要件をある程度絞る形で始めたいと思います。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。

議第12号 教職員(管理職)人事の内申について、を議題とします。

この議案につきましては、年度当初の教職員人事でありますので、内示の日までは公開できません。従って、本議案の審査は非公開にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

従って、本案の審査は「非公開」とすることとし、審査を進めることとします。

事務局は、議事録の調整につき、対応をお願いします。

なお、これより、お手元に配布します議案書につきましては、審査終了後に回収させていただきます。内示後に改めて配布させていただきますので、了承をお願い致します。

それでは、説明をさせていただきます。

■ここから非公開審議■

教育長より、議第12号「教職員(管理職)人事の内申について」、当日配布した議案書に基づき、説明を行った。

■ここまで非公開審議■

教 育 長

ここで、非公開と決定しました議第12号の審議が終了しましたので、議事録の調整をお願いします。

教 育 長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これで令和2年第1回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時17分閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

長谷川 若司

議事録署名委員

小林 弘武